

大阪狭山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年(2020年)1月23日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

松井康祐

# 財政援助団体監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

公益社団法人 大阪狭山市シルバー人材センター

### 2 監査の範囲

社団法人大阪狭山市シルバー人材センターの補助金に係る出納その他の事務の執行

### 3 監査の実施期間

平成31年4月1日から令和元年1月30日  
ただし、必要に応じて平成30年度

### 4 実施した監査手続

社団法人大阪狭山市シルバー人材センターの補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に処理されているかどうかを主眼とし、同法人から関係帳票等の提出を求めてこれを閲覧、帳簿突合等するとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、所管部局である健康福祉部高齢介護グループの補助金に関する事務の執行について、同グループから提出された関係書類に基づいて監査を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 財政援助団体の概要

- |            |                        |     |    |    |
|------------|------------------------|-----|----|----|
| (1) 名称     | 公益社団法人 大阪狭山市シルバー人材センター |     |    |    |
| (2) 所在地    | 大阪狭山市今熊1丁目103番地の1      |     |    |    |
| (3) 代表者名   | 理事長 古根川 保              |     |    |    |
| (4) 所管部局   | 健康福祉部 高齢介護グループ         |     |    |    |
| (5) 設置年月日  | 平成10年1月1日              |     |    |    |
| (6) 役員・職員数 | 理事長                    | 1人  | 監事 | 2人 |
|            | 副理事長                   | 1人  | 職員 | 1人 |
|            | 理事                     | 10人 | 嘱託 | 4人 |
| (7) 会員数    | 345人                   |     |    |    |
| (8) 設立目的   |                        |     |    |    |

定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(9) 業務内容

- ア 臨時的就業かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- イ 臨時的就業かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- ウ 高年齢者に対し、臨時的就業かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- エ 高年齢者のための臨時的就業かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- オ 前号アからエに掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- カ その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 平成31年度（令和元年度）補助金交付決定額 14,003,000円

3 監査の結果と意見

社団法人大阪狭山市シルバー人材センターの補助金に係る出納その他の事務は関係法令等に従い適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務執行に努められたい。